
第10期京都市民長寿すこやかプランの 計画体系について

京都市民長寿すこやかプランについて

目次

第1章 はじめに

第2章 高齢者を取り巻く状況

第3章 第9期プランの取組状況

第4章 第10期プランの計画体系

第5章 京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の重点取組と主な施策・事業

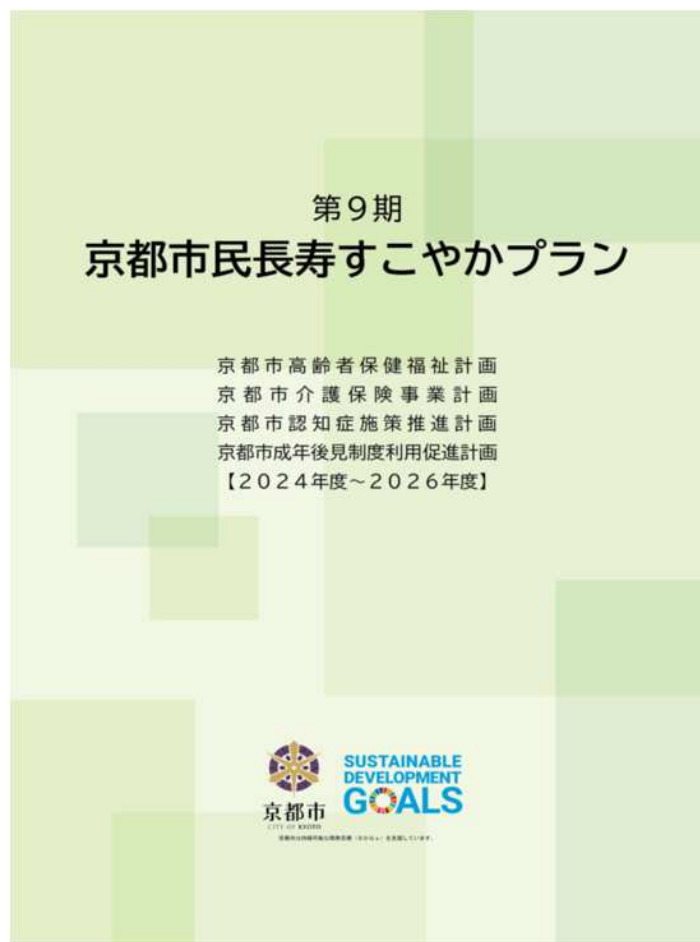
第6章 京都市認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画

第7章 介護サービス量の推計

用語解説

第1章 はじめに

1 プランの目的



本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「高齢者保健福祉計画」と介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」の2つの計画に加え、第9期プランから新たに「認知症施策推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」を一体的に策定するもの

1 プランの目的

(1) 高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の8により、市町村における策定が義務付けられているもので、元気な高齢者への健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめ、寝たきりや認知症、要介護状態になることを予防するサービスの提供、さらには要介護高齢者への介護サービスの提供など、本市に暮らす高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

(2) 介護保険事業計画

介護保険法第117条により、市町村による策定が義務付けられているもので、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事項等について定めることとされています。

1 プランの目的

(3) 認知症施策推進計画

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条により、市町村における策定が努力義務とされているもので、認知症の人及び家族等から意見を聴いたうえで、各市町村の実情に即した認知症施策を定めることとされています。

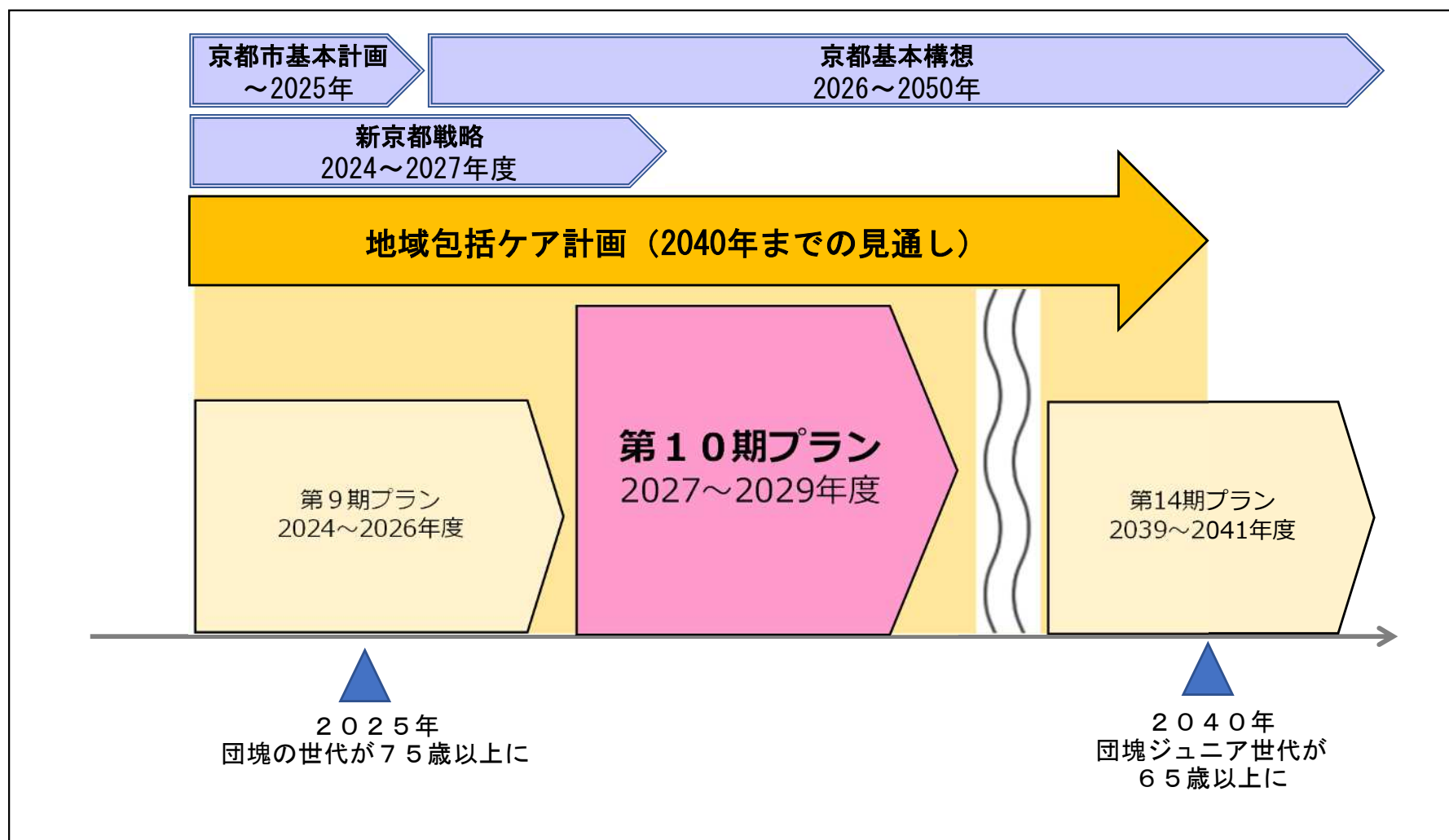
(4) 成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項により、市町村における策定が努力義務とされているもので、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めることとされています。

第1章 はじめに

2 プランの計画期間

- 第10期プランの計画期間は、令和9年度から令和11年度（2027～2029年度）までの3年間です。



3 プランの位置付け

- 本市では、2050年の未来を見据え、「こういうまちであり続けたい」という京都の理想を描いた長期構想である「京都基本構想」（2026年から25年間）を策定し、京都市民が目指すまちの将来像の1つとして、互いに支え、支えられる関係の中で、誰ひとり取り残されることなく、自分らしく、安心して暮らすことができるまちにしていくことを掲げ、多様な主体とともに「居場所」と「出番」を創り出し、まちづくりの基盤を築いていくこととしています。
- 「京都市民長寿すこやかプラン」は、京都基本構想の下で定める分野別計画の一つであり、関連する各分野別計画（京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン、京(みやこ)・地域福祉推進指針等）との十分な連携の下に、地域包括ケアシステムの深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、同プランに掲げた取組を推進していきます。
- また、京都基本構想の理念を反映・具現化する分野横断のアクションプランである「新京都戦略」においても、居場所と出番により、一人ひとりが尊重され、誰一人取り残されない共生社会の推進に取り組むことを掲げています。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 介護保険事業からみる状況①

○ 京都市の人口・高齢化率の推移【推計】※

	人口	高齢者人口	高齢化率	後期高齢者率
2026年	1,368,218人	390,884人	28.6%	17.9%
2030年	1,343,408人	390,392人	29.1%	17.8%
2035年	1,304,950人	395,196人	30.3%	17.2%
2040年	1,258,778人	409,546人	32.5%	17.2%
2050年	1,156,372人	397,787人	34.4%	20.6%

○ 要支援・要介護認定者数・認定率の推移【推計】※

	認定者数	認定率（第1号被保険者）
2026年	106,490人	26.8%
2030年	112,191人	28.3%
2035年	113,343人	28.3%
2040年	109,650人	26.5%
2050年	106,615人	26.5%

※ 2026年は7月1日時点での実績値 2030年以降は当該実績値に基づいた推計
（最終は10月1日時点の実績に基づいた推計を行う予定）

※ 高齢化率、後期高齢者率、認定率は小数第2位を四捨五入

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 介護保険事業からみる状況②

○ 認知症高齢者数の推移

	2025年 (令和7年)	2040年 (令和22年)
京都市	5万7千人	7万人

資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)

○ ひとり暮らし高齢者世帯数の推移

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2040年 (令和22年)
京都市	9万5千世帯	10万4千世帯	10万8千世帯

※ 2020年の国勢調査に基づき推計 今後2025年の同調査の結果に基づき再推計予定

第2章 高齢者を取り巻く状況

2 アンケート調査からみる状況

- 本市では、「京都市民長寿すこやかプラン」策定の基礎資料とするため、3年ごとにアンケートを実施しています。
- 調査結果については、京都市情報館（ホームページ）で公表しています。

<令和7年度調査>

- ・調査期間

令和7年9月30日～令和7年10月24日

- ・回収結果

種別		配布枚数	有効回収数	有効回収率
高齢者調査		4,200通	2,553件	60.8%
若年者調査		1,200通	509件	42.4%
在宅介護 実態調査	本人向け	2,000通	1,033件	51.7%
	介護者向け	2,000通	710件	35.5%
介護サービス事業者調査		388通	167件	43.0%

第2章 高齢者を取り巻く状況

3 国における制度改正

○令和8年6月に、社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。
(施行日は令和9年4月1日が原則だが、改正事項により異なる。)

○質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を図るため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制の強化を目指すものです。

○主なものとして、身寄りのない高齢者等への支援制度の創設や、ケアマネジャーの資格更新制の廃止、中山間・人口減少地域における特例サービスの創設などが盛り込まれています。

(参考) 社会福祉法等の一部を改正する法律

・頼れる身寄りのない高齢者等への支援の充実(施行日：法律の公布後2年以内に政令で定める日)

日常生活支援、入院等の手続き支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付け、相談体制の整備を図る。

・成年後見制度の適切な利用の支援(施行日：令和9年4月1日)

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護支援センター」を設置できるようにする。

第3章 第9期プランの取組状況

○第9期プランに掲げた施策・事業の全てに着手し、計画の推進を図ってきました。

<主な数値目標の達成見込み>

目標指標	目標値	実績値（見込み）
75歳以上84歳以下の方の 認定率	75～79歳：15.80%以下 80～84歳：33.80%以下	75～79歳：16.19% 80～84歳：36.20%
地域支え合い活動調整会議を 通じて支援した取組等の数	350件	367件
通いの場へ定期的に参加して いる方の割合	9.3%以上	9.7%
整備等目標数 （特別養護老人ホーム）	7,445人分	7,348人分

1 第10期プランの考え方①

- 「京都市民長寿すこやかプラン」は、第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてきました。
- 第10期プランでは、「団塊のジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、高齢者人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口が急速に減少していく2040年を見据えつつ、計画期間中の3年間のうちに取り組むことを明記したプランとして策定します。
- 今後2040年に向けて、人口動態や技術革新等、様々な要因で、高齢者を取り巻く環境は変わりゆくものと考えられますが、目指すべき「地域包括ケアの姿」（次頁参照）は引き続き維持し、更に「地域包括ケアシステム」の深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。

第4章 第10期プランの計画体系

1 第10期プランの考え方②（目指すべき地域包括ケアの姿）

I 市民一人ひとりが、若いときから健康づくりの習慣を持ち、高齢期になっても介護予防に主体的に取り組み、趣味や特技等を通じて地域社会と積極的に交流している。

II 高齢者をはじめとした地域住民が、地域での様々な活動の担い手として活躍し、高齢者や子ども・若者への支援など、地域の実情に応じた地域の支え合いの仕組みづくりができています。

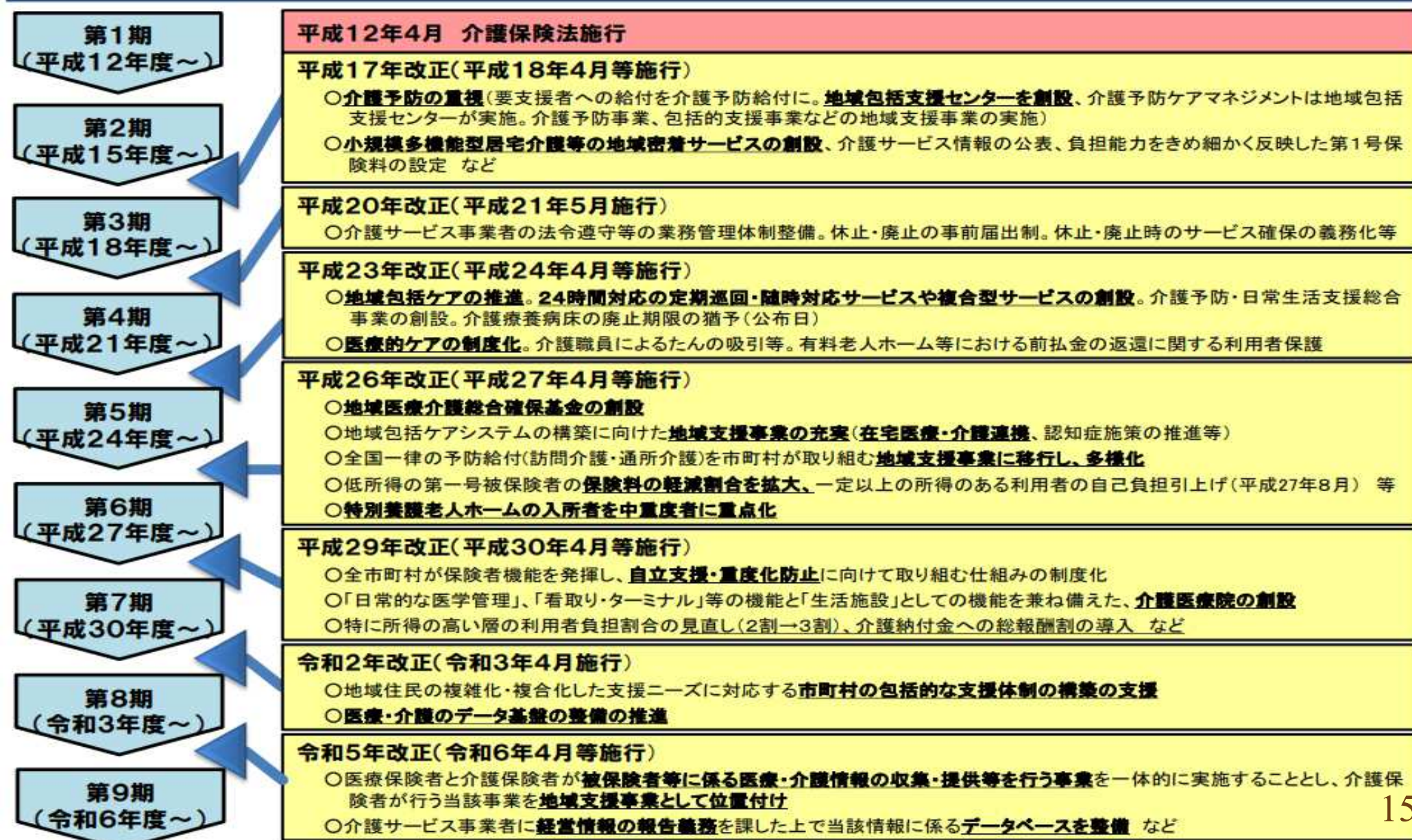
III 地域において、高齢者の生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、適切な介護サービスの利用により、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができています。

IV 医療と介護をはじめとする多職種や地域住民、NPO等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができています。

第4章 第10期プランの計画体系

1 第10期プランの考え方③（制度改正の状況） 資料：厚生労働省老健局「介護保険制度の概要」

介護保険制度の主な改正の経緯



第4章 第10期プランの計画体系

1 第10期プランの考え方④（介護保険制度創設から25年を振り返って）

- 施設中心から「在宅・地域生活中心」へ。また、「要介護状態になってから」ではなく、「予防」を重視する方向へ。

	2000年度	2025年度
介護給付費のうち居宅サービスが占める割合	30.9%	42.8%（1.4倍）（見込み）
給付費全体のうち予防給付費が占める割合	0.45%（2006年）	2.19%（4.9倍）（見込み）

- 地域包括ケアシステムの深化・推進により、住み慣れた地域生活の継続や介護予防に重点を置いた取組の推進

事業所数	2000年度	2025年度
訪問介護	120か所	1,444か所（12.0倍）
通所介護	66か所	857か所（13.0倍）
小規模多機能型居宅介護	9か所（2006年）	85か所（9.4倍）
看護小規模多機能型居宅介護	0か所（2012年）	11か所
定期巡回・随時対応型訪問看護	2か所（2012年）	30か所（15.0倍）

※ 訪問介護・通所介護は総合事業含む。通所介護は地域密着型含む。

第4章 第10期プランの計画体系

1 第10期プランの考え方⑤（介護保険制度創設から25年を振り返って）

○ 高齢者向け住まいの充実

入所定員数		2000年度	2025年度
特別養護老人ホーム		2,635人	7,217人(2.7倍)
有料老人ホーム (サービス付き高齢者 向け住宅を含む)	介護専用型	0人	3,041人
	混合型	231人	887人(3.8倍)
	住宅型	370人	6,269人(16.9倍)

2 第10期プラン策定にあたっての課題と方向性①

現状と課題

<生産年齢人口の減少と要介護認定者数の増加>

2040年時点で、最大の人口ボリュームゾーンである、いわゆる「団塊ジュニア世代」が一斉に65歳以上の高齢者となり、本市の高齢者人口は約40万人とピークを迎える。一方で、それを支える生産年齢人口は約70万人へと急激に減少する。本市においては、わずか約1.7人の現役世代が1人の高齢者を支える構造となる。これに伴い、要介護認定者が増加する一方で、高齢者の生活と命を支える介護人材や担い手の確保が極めて困難になることが懸念される。

<身寄りのない高齢者や認知症高齢者の増加>

こうした人口構造の変化の中で、高齢者世帯の約36%が一人暮らし、約28%が高齢夫婦のみの世帯という単身・孤立化の実態があり、頼れる身寄りのない高齢者問題に直面しているとともに、認知症高齢者数は令和7年の5.7万人から、令和22年には7万人に達すると見込まれるなど、地域全体で高齢者を支える体制の強化が急務となっている。

2 第10期プラン策定にあたっての課題と方向性②

現状と課題

<地域の担い手不足>

しかし、これらの方々を支える地域社会は、人口減少と少子化・高齢化の進展に伴い、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する中で、地域におけるつながりの希薄化や自治会加入率の低下が進み、地域活動の担い手不足、役を担う一部の人たちへの負担などが多くの地域で顕在化している。

<ダブルケアへの対応>

晩婚化や出産年齢の高年齢化が進行する中で、子育てと親の介護が同時期に重なり、心身への負担が大きい「ダブルケア」に直面する家庭が増加し、仕事の継続や自分の生活に大きな影響を及ぼしている。

2 第10期プラン策定にあたっての課題と方向性③

現状と課題

<深刻化する担い手不足>

高齢者を支える体制の中核を担う介護サービスについて、第1号被保険者がピークを迎える2040年に向けて、介護サービス等を維持するためには、介護職員の更なる確保が必要である。加えて、市内の生産年齢人口が減少していく中で、「介護の魅力発信」、「介護の担い手の採用・定着・育成」、「介護現場のケアの効率化・負担軽減」について、総合的な取組が急務となっている。



高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためには、**医療、介護等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進する**とともに、高齢者を支える対象とするのではなく、**多様な主体の参加による支え合い活動の充実が重要であり、年齢や状態にかかわらず、すべての人に「居場所」と「出番」のある社会の実現を目指していく。**

2 第10期プラン策定にあたっての課題と方向性④

取組の方向性

現状と課題を踏まえ、強化すべき7つの取組と方向性を設定

I 地域共生のまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域における多様な主体の参画や関係機関などとの連携・協働による、きめ細かい支援を実施する。

II ワーキングケアラー支援の充実

これからの京都市を支える人材の確保にとって大変重要である、高齢者を支える家族等（ケアラー）を支援に向けた取組を実施する。

III 自立支援・重度化防止に資する取組

高齢者が主体的に介護予防に取り組み、自身の望む暮らしを継続できるよう、機能改善による再自立を目指すサービスの利用を促進するなど、自立支援・重度化防止の取組を推進する。

2 第10期プラン策定にあたっての課題と方向性⑤

取組の方向性

Ⅳ 介護サービスの充実

提供される介護サービスの質の向上を図るとともに、介護サービス基盤の充実を図る。

Ⅴ 介護職員の担い手確保の推進

市内の生産年齢人口が減少していく中であって、少しでも多くの担い手を確保し、地域で必要とされる介護サービスの供給体制を確保していく。

2 第10期プラン策定にあたっての課題と方向性⑥

取組の方向性

VI 認知症施策の推進

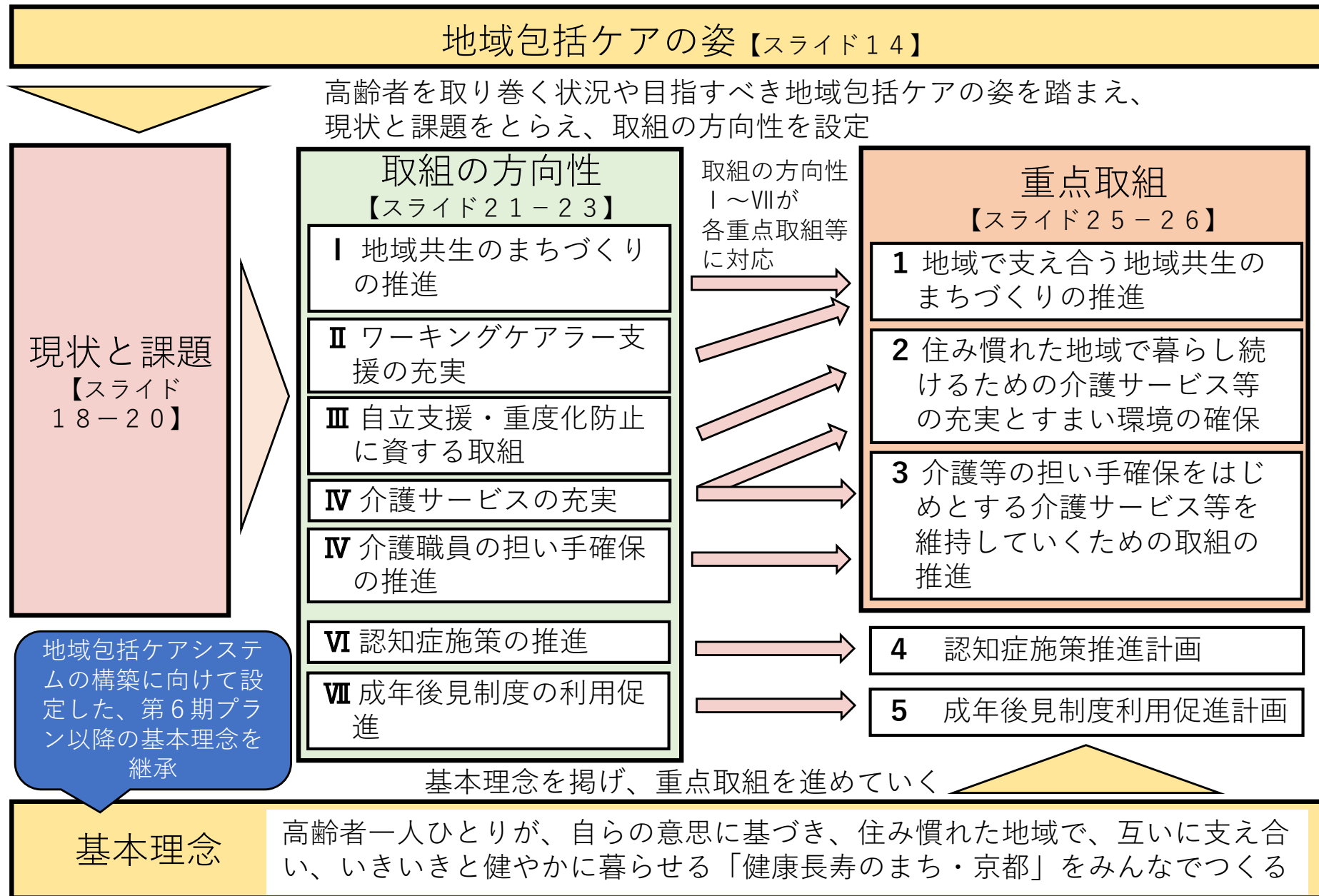
認知症の人や家族の視点を重視しながら、地域コミュニティの一員として、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現に向けた取組を充実させる。

VII 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分であっても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度の更なる利用促進を目指す。

第4章 第10期プランの計画体系

3 プランの構成



【重点取組1】

地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

- 1 地域で支え合う体制の構築と意識の共有
 - (1) 地域における日常生活支援の充実
 - (2) 地域での相談・見守り体制の充実
 - (3) 人生の終い支度についての普及啓発
- 2 就労支援と社会参加の推進
- 3 地域の支援ネットワークの強化
 - (1) 地域ケア会議の充実
 - (2) 高齢サポート（地域包括支援センター）の機能の充実
- 4 頼れる身寄り等がない高齢者等への支援
- 5 家族介護者等に対する支援の充実

⇒詳細は資料4「第10期京都市民長寿すこやかプラン案（第5章、第6章）」のとおり

【重点取組2】

**住み慣れた地域で暮らし続けるための
介護サービス等の充実と住まい環境の確保**

- 1 介護予防の取組の推進
- 2 介護サービスの充実
 - (1) 介護サービスの質の向上
 - (2) 介護サービスの基盤の確保・充実
- 3 医療と介護の連携強化
- 4 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

【重点取組3】

**介護等の担い手確保をはじめとする
介護サービス等を持続していくための取組の推進**

- 1 介護の魅力発信
- 2 介護の担い手の採用・定着・育成
- 3 介護現場のケアの効率化・負担軽減

⇒詳細は資料4「第10期京都市民長寿すこやかプラン案（第5章、第6章）」のとおり

認知症施策推進計画

- 認知症についての正しい理解の促進
- 認知症の人の社会参加の促進
- 認知症の早期発見・早期相談・早期対応と
認知症の人・家族を支える地域の支援体制の整備

成年後見制度利用促進計画

- 成年後見制度の更なる市民周知、支援機関等の理解促進
- 民法や社会福祉法の改正・制度運用の動向を踏まえた、成年
後見制度の更なる利用の促進

⇒詳細は資料4「第10期京都市民長寿すこやかプラン案（第5章、第6章）」のとおり

介護サービス量の推計

- 第1号被保険者数の推計
- 要支援・要介護認定者数の推計
- 施設・居住系サービス量の推計
- 居宅サービス量の推計
- 介護サービス量の総量の推計

⇒詳細は資料2「次期プランにおける介護サービス量の推計等について」のとおり